

市内事業者の皆さん、補助制度をご活用ください

市では、市内事業者の経営の安定、活発な事業展開を支援するため、各種施策を実施しています。この4月から新たにスタートする補助制度などについて一部をご紹介します。各申請期限までに直接、商工業振興課へ。

※市HPで申請書やパンフレットをダウンロードできます。

※各種補助制度共通の要件は、個人・事業者ともに市税を滞納していないことです。 **問** 商工業振興課(☎62-1016)

(新規) 特定求職者雇用支援事業補助制度

内 高年齢者などの就職困難者の雇用機会増大を図るため、国から特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受け、4月1日以降に新たに対象労働者を雇用する事業者に対し、補助金を交付します。

対 市内に本店登記を有する法人または市内に事業所を有する個人

補助金額 対象労働者1人につき、助成金の支給決定毎に2万5千円(上限5万円)

申請期日 助成金の支給決定を受けた日の属する年度中

(新規) 中小企業求人情報発信支援事業補助制度

内 中小企業が必要な人材を確保するため、大手就職情報サイトに求人情報を掲載した(4月1日以降の掲載に係る契約を締結したもの)市内の中小企業者に対し、補助金を交付します。

対 過去3年間に於いて、大手就職情報サイトに求人情報を掲載した実績がない市内に本店登記を有する中小企業者または市内に事業所を有する個人

対象経費 掲載料

補助金額 対象経費に2分の1を乗じて得た額(上限40万円)

申請期日 補助対象事業が完了した日の属する年度の末日

(新規) 中小企業人材育成支援事業補助制度

内 業務に必要な技術、技能または知識の習得を目的とした研修などを受講した、市内に事業所を有する中小企業者に対し、補助金を交付します。

対 市内の事業所で、現に事業活動を行っている中小企業者

対象経費 市内の事業所を主たる勤務地とする代表者または従業員が、次のいずれかの研修などを受講する場合の受講料

- ・ 中小企業大学校が実施する研修
- ・ 中部職業能力開発促進センターが実施する能力開発セミナー
- ・ 刈谷商工会議所が実施する研修などのうち、市長が適当と認めるもの

※対象者が当該研修などの受講料を負担するものに限りません。

※修了証書が交付されるものに限りません。

補助金額 対象経費に2分の1を乗じて得た額(受講者1人あたり1年度につき上限10万円)

申請期日 研修などを受講させた日の属する年度の末日

(継続) 産業立地促進補助制度

内 企業者が、自ら使用するために工場などの新增設や、工場などの建物内に新たに機械設備を設置する場合に、その費用の一部を補助します。県の補助制度に採択された場合や、新たに土地を取得などしてその土地に工場などを立地した場合には補助率を引き上げます。

対 ・ 新增設する工場などで、操業開始の日から5年間、常用雇用者を10人以上維持できること

・ 同一工場などの同一業種において、本補助金及び中小企業投資促進補助金の交付を受けていないこと

対象経費 工場などの新增設に伴う固定資産(土地を除く)取得費用の合計額としますが、合計額が5千万円に満たないときは、交付対象としません。

補助金額

		補助対象者	補助率(上限金額)
中小企業者	県補助採択の場合	新たに土地を取得するなどして工場などの新增設をした場合	20分の3(10億円)
		上記以外の場合	10分の1(10億円)
	上記以外の場合	新たに土地を取得するなどして工場などの新增設をした場合	10分の1(5億円)
		上記以外の場合	20分の1(5億円)
上記以外の企業者	新たに土地を取得するなどして工場などの新增設をした場合		20分の1(5億円)

申請期日 工事着手の30日前